

令和8年1月1日策定

## 松浦市空家等管理活用支援法人指定方針

松浦市空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関する事務取扱要綱第3条第1項に規定する指定を行う際の方針を下記のとおり定めます。

なお、本方針は、指定の状況等を踏まえ適宜見直すこととします。

1 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第24条に掲げる業務のうち、松浦市が求める支援法人の業務は、次の各号に規定する業務とします。

- (1) 空家等の所有者等その他空家等の管理又は活用を行おうとする者に対する当該空家等の管理又は活用の方法に関する情報の提供又は相談その他の当該空家等の適切な管理又はその活用を図るために必要な援助
- (2) 委託に基づく、定期的な空家等の状態の確認、空家等の活用のために行う改修  
その他の空家等の管理又は活用のため必要な事業又は事務
- (3) 委託に基づく、空家等の所有者等の探索
- (4) 空家等の管理又は活用に関する調査研究
- (5) 空家等の管理又は活用に関する普及啓発
- (6) その他の空家等の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務

2 支援法人の指定を受けることができる法人

- (1) 特定非営利活動法人（NPO等）
- (2) 一般社団法人
- (3) 一般財団法人
- (4) 空家等の管理若しくは活用を図る活動を目的とする会社

3 事前協議

指定の申請にあたっては、必ず事前協議を行ってください。